

まつどししょうがいしゃけいかくさくてい
松戸市障害者計画策定のためのアンケート調査
ちょうさ きょうりょく ねが
調査ご協力をお願い

ひごろより本市行政運営に関し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、松戸市では、今後の障害者施策の推進を図るため、現行の障害者計画を見直し、令和9年度から始まる新たな次期計画の策定に向けて準備をしております。

このアンケート調査は、新たな計画に市民の皆様の意見を反映させるためのもので、令和7年7月15日現在で、障害者手帳をお持ちか障害福祉サービスの対象となる難病指定を受けている方から 5,000人、障害者手帳をお持ちでない方から 1,000人を無作為に選び、ご協力をお願いするものです。

なお、本調査票は障害者手帳をお持ちか障害福祉サービスの対象となる難病指定を受けている方（18歳未満）を対象としたものになります。

調査結果は、障害者施策の推進、および次期計画策定のための基礎資料として活用します。また、無記名で行い統計的に処理するため、個人が特定されたり、個別の回答を公表することはございません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答賜りますようお願い申し上げます。

令和7年●月

まつどしちょう まつど たかまさ
松戸市長 松戸 隆政

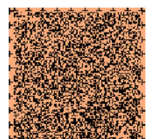
この調査票についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします

まつどしやくしょ しょうがいふくしか
松戸市役所 障害福祉課

でんわ : 047-366-7348 (直通) / FAX : 047-366-7613

(土、日、祝日、年末年始除く 8:30~17:00)

E-mail : mcshougaihukushi@city.matsudo.chiba.jp



○●ご記入にあたってのお願い●○

(調査票・返信用封筒には氏名を記入しないでください)

1. 質問文の中で「あなた」とある場合は、この調査票が送られたあて名の方(ご本人)をさしています。ご本人がお答えになれないときは、ご家族の方などがご本人の立場からご記入いただいてもかまいません。

2. お答えは、質問にしたがってあてはまる番号を○で囲むか、言葉や数字を記入してください。なお、答えたくないことなどは、無理にお答えいただかなくてもかまいません。

《視覚障害のある方、視覚障害のある方を介助なさっている方へ》

この調査票については、点字や録音での回答が困難であるため、誠に申し訳ありませんが、点字版や録音版をご用意しておりません。ご記入にあたりましては、日頃、介助をなさっている方のご協力をいただきますよう、お願いいたします。

3. ご記入いただきました調査票は、お手数ですが●月●日(●)までに、同封の返信用封筒に三つ折りにして封入し、ポストに投函してください。切手を貼る必要はありません。

松戸市障害者計画策定のための本アンケート調査は、業務を松戸市から受託し、株式会社名豊が実施しており、調査票送付先も株式会社名豊となります。なお、調査の実施については松戸市公式ホームページにも掲載がございますので、併せてご参照ください。

URL：*****



4. インターネットを利用してパソコンやスマートフォン等からも回答できます。

- ・下記のURLにアクセスするか、右のQRコードを読み込んでください。

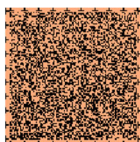
URL：*****

- ・入力する際は、IDを入力してください。

ID：



- ・インターネットを利用して回答していただく場合は調査票の返送は不要です。



あなたや家族のことについておたずねします。

問1. あなたの年齢（の中に数字を記入）

令和7年7月15日現在で

満

歳

問2. 現在一緒に住んでいる方はどなたですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | | |
|-------------|---------------|--------------------------------|
| 1. 配偶者（妻・夫） | 4. 兄弟・姉妹 | 7. その他（ <input type="text"/> ） |
| 2. 親 | 5. その他の親族 | 8. 寮や施設の職員や仲間 |
| 3. 祖父母 | 6. 友人など親族以外の人 | |

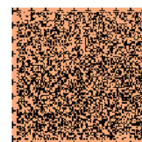
問3. 現在、一緒に住んでいる方は何人ですか。

あなたご自身を含めた人数を記入してください。

人

問4. どの手帳をお持ちですか。お持ちの手帳の種類と等級もしくは障害の程度をお答えください。
（あてはまるものすべてに○）

- 身体障害者手帳
（ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級 ・ 5 級 ・ 6 級 ）
- 療育手帳
（ ☐ の 1 ・ ☐ の 2 ・ A の 1 ・ A の 2 ・ B の 1 ・ B の 2 ）
- 精神障害者保健福祉手帳
（ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ）



問5. あなたに障害があるとわかったのはいつごろですか。(1つに○)

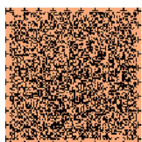
1. 出生前または出生時	2.	3. わからない
--------------	--	----------

問6. あなたの障害や病気の種類は、次のどれですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 視覚障害	
2. 聴覚・平衡機能障害	
3. 音声・言語・そしゃく機能障害	
4. 肢体不自由(上肢、下肢、体幹、運動機能障害)	
5. 内部障害(心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫など)	
6. 知的障害	
7. 精神障害	
8. 発達障害(自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害、学習障害)	
9. 難病	
10. その他()	
11. わからない	

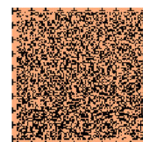
問7. 以下の選択肢のうち、あなたの心身の状態に該当するものはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 強度行動障害	
2. 高次脳機能障害	
3. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態)	
4. 医療的ケア(日常生活を営むにあたって恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等を受けることが不可欠)を必要としている	
5. いずれにも該当しない	



問 8. あなたの住まいの地域を教えてください。(1つに○)

ア行	サ行	ナ行	マ行
1. 秋山	35. 栄町	59. 仲井町	90. 牧の原
2. 旭町	36. 栄町西	60. 中金杉	91. 松戸
3. 岩瀬	37. 七右衛門新田	61. 中根	92. 松戸新田
4. 大金平	38. 下矢切	62. 中根長津町	93. 松飛台
5. 大橋	39. 新作	63. 中矢切	94. 馬橋
6. 大谷口	40. 新松戸	64. 中和倉	95. 三ヶ月
7. 大谷口新田	41. 新松戸北	65. 西馬橋	96. 緑ヶ丘
	42. 新松戸東	66. 西馬橋相川町	97. 南花島
	43. 新松戸南	67. 西馬橋蔵元町	98. 南花島中町
カ行	44. 千駄堀	68. 西馬橋幸町	99. 南花島向町
8. 上総内	45. 外河原	69. 西馬橋広手町	100. 稔台
9. 金ヶ作		70. 二十世紀が丘柿の木町	101. 三矢小台
10. 紙敷	タ行	71. 二十世紀が丘戸山町	102. 六実
11. 上本郷	46. 高塚新田	72. 二十世紀が丘中松町	103. 主水新田
12. 上矢切	47. 高柳	73. 二十世紀が丘梨元町	
13. 河原塚	48. 高柳新田	74. 二十世紀が丘萩町	ヤ行
14. 北松戸	49. 竹ヶ花	75. 二十世紀が丘丸山町	104. 横須賀
15. 串崎新田	50. 竹ヶ花西町	76. 二十世紀が丘美野里町	105. 吉井町
16. 串崎南町	51. 田中新田	77. 根本内	
17. 久保平賀	52. 常盤平	78. 根本	ラ行
18. 栗ヶ沢	53. 常盤平陣屋前	79. 野菊野	106. 六高台
19. 栗山	54. 常盤平西窪町		107. 六高台西
20. 幸田	55. 常盤平双葉町	ハ行	
21. 幸谷	56. 常盤平松葉町	80. 八ヶ崎	ワ行
22. 古ヶ崎	57. 常盤平柳町	81. 八ヶ崎緑町	108. 和名ヶ谷
23. 小金	58. 殿平賀	82. 東平賀	
24. 小金上総町		83. 東松戸	
25. 小金きよしヶ丘		84. 日暮	
26. 小金清志町		85. 樋野口	
27. 小金原		86. 平賀	
28. 小根本		87. ニツ木	
29. 小山		88. ニツ木二葉町	
30. 胡録台		89. 本町	
31. 五香			
32. 五香西			
33. 五香南			
34. 五香六実			



問9. あなたに障害があるとわかったきっかけは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家族が気づいた
2. 定期健診（乳幼児健康診査）で指摘された
3. 病院で医師から指摘された
4. 就学時健康診断の際に指摘された
5. 児童発達支援センターで指摘された
6. 保育園・幼稚園・学校の教師や職員から指摘された
7. 知人から指摘された
8. その他（ ）

問10. あなたに障害があるとわかったとき誰に（どこに）相談しましたか。
(あてはまるものすべてに○)

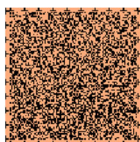
- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. 家族・親族 | 6. 障害児相談支援事業所 |
| 2. かかりつけの病院 | 7. 公立小中学校特別支援学級 |
| 3. 市役所 | 8. 特別支援学校 |
| 4. 保健所 | 9. 児童相談所 |
| 5. 児童発達支援センター | 10. その他（ ） |

コミュニケーション手段についておたずねします。

ご本人が6歳以上の場合のみ、お答えください。6歳未満の方は問13へお進みください。

問11. あなたは、意思の伝達を図る場合、特別な技術や用具を使っていますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 使っていない | 9. 要約筆記 |
| 2. 補聴器や人工内耳などの補聴機器 | 10. 文字盤 |
| 3. 携帯用会話補助装置・発声補助器 | 11. パソコン(メールなど)・意思疎通支援機器 |
| 4. 携帯電話・スマートフォン・タブレット | 12. ファックス |
| 5. 点字 | 13. 読話 |
| 6. 口話 | 14. 触手話 |
| 7. 手話 | 15. コミュニケーションボード(絵・カードなど) |
| 8. 筆談 | 16. その他（ ） |



問12. あなたはコミュニケーションの手段として手話を使ってみたいと思いますか。(1つに○)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 積極的に手話を学んで使いたい | 3. 使いたくない |
| 2. 必要とする場面があれば使いたい | 4. わからない |

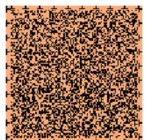
健康と医療についておたずねします。

問13. あなたの医療機関の利用状況は次のうちどれですか。(1つに○)

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1. 医療機関(歯科医療機関を含む)にはかかっていない | 3. 通院中 |
| 2. 在宅医療利用中(訪問看護・訪問歯科治療含む) | 4. 入院中 |

問14. あなたは、健康管理や医療について困ったり、不便に思うことがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1. 近所に診てくれる医師がいない |
| 2. 専門的な治療を行っている医療機関が近くにない |
| 3. いつでも入院できる身近な病院がない |
| 4. リハビリテーションを行っている機関が近くにない |
| 5. 通院するときに付き添いをしてくれる人がいない |
| 6. 往診を頼める医師がいない |
| 7. 往診を頼める歯科医師がいない |
| 8. 歯科診療を受けられない |
| 9. 定期的に健康診断を受けられない |
| 10. コミュニケーションがうまくできないため症状が正確に伝わらず必要な治療が受けられない |
| 11. 受診手続きや案内など障害のある人への配慮が不十分 |
| 12. 医療費の負担が大きい |
| 13. その他 () |
| 14. 特に困ったことはない |



日常生活についておたずねします。

問15. 次の中で、誰かに手伝ってもらふ必要がある項目はありますか。なお、補装具や特別な技術、用具などを使用してできる場合、「一人でできる」とします。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 食事 | 9. 買物・余暇活動などの外出 |
| 2. 食事の支度や後片付 | 10. 通学・通勤・通院 |
| 3. 着替え | 11. 役所などの手続き |
| 4. トイレ | 12. 服薬 |
| 5. 入浴 | 13. 金銭の管理 |
| 6. 家の中の移動 | 14. 生活リズムを保つ(就寝・起床や食事の時間などを、毎日規則正しくする) |
| 7. 口腔清掃(歯磨き) | |
| 8. 身の回りの掃除、洗濯など | 15. すべて一人でできる |

問20にお進みください

問15で何らかの手助けを受けていると答えた方(1～14のうち1つでも○と答えた方)におたずねします。

問16. 普段、主にあなたの介助(手助け)をしている方はどなたですか。(介護時間の長い方を2つまで○)

- | | | |
|-------------|--------------|------------|
| 1. 配偶者(妻・夫) | 4. 兄弟・姉妹 | 7. 家族・親戚以外 |
| 2. 母 | 5. 祖父母 | |
| 3. 父 | 6. その他の家族・親戚 | |

問19にお進みください

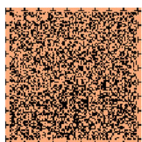
問16で1～6に○をつけた方におたずねします。

問17. 介助をしている方は何歳代ですか。(1つに○)

- | | | | |
|----------|---------|---------|----------|
| 1. 20歳未満 | 3. 30歳代 | 5. 50歳代 | 7. 70歳代 |
| 2. 20歳代 | 4. 40歳代 | 6. 60歳代 | 8. 80歳以上 |

問18. 介助をしている方の健康状態はいかがですか。(1つに○)

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 良好 | 5. 腰痛・しびれ症状がある |
| 2. 病弱・病気がち | 6. 精神的に疲れている |
| 3. 病弱・病気で定期的に通院している | 7. その他() |
| 4. 体力的に疲れている | |



問16 で7に○をつけた方におたずねします。

問19. 介助をしている方はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. ホームヘルパー | 5. 施設・寮などの職員 |
| 2. 家政婦(夫)・家事代行 | 6. 近所の人 |
| 3. 友人・知人・仲間 | 7. その他() |
| 4. ボランティア | |

障害福祉サービスの利用についておたずねします。

問20. 過去1年の間に、障害福祉サービス等(8ページ1～26のサービス)を利用したことがありますか。(1つに○)

※サービスの説明については、この調査票の巻末【障害福祉サービス等の内容(27～28ページ)】を参照してください。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1. 利用したことがある | → 問21 A・B・C欄、問22にお進みください |
| 2. 利用したことがない | → 問21 C欄、問26にお進みください |
| 3. わからない | → 問27にお進みください |

問21. 8ページの項目A・B・C欄について、以下のとおりそれぞれ教えてください。

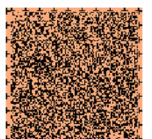
問20 で1に○をつけた方におたずねします。

A欄：現在(過去1年の間)、利用しているサービスを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

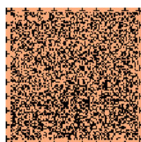
B欄：現在使用しているサービスで、今後3年間、どのくらい利用したいですか。(各項目1つに○)

問20 で1、2に○をつけた方におたずねします。

C欄：現在利用していないサービスで、今後利用したいサービスを教えてください。
(あてはまるものすべてに○)



サービス名		A	B			C
		りようじようきよう 利用状況 (あてはまるものすべてに○)	こんご ねんかん 今後3年間の りようきぼう 利用希望 かくこうもく (各項目1つに○)			りよう 利用していないサービス りよういこう の利用意向 (あてはまるものすべてに○)
		りよう 利用している	おな 同じ程度	ふ 増やしたい	へ 減らしたい	りよう 利用したい こんごあら 今後新たに
きにゅうれい 記入例) 1 じどうはったつしえん 児童発達支援		○	○			
きにゅうれい 記入例) 6 きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)						○
しょうがいじつうしよしえん 障害児通所支援	1 じどうはったつしえん 児童発達支援					
	2 ほうかごとう 放課後等デイサービス					
	3 きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援					
	4 ほいくしよとうほうもんしえん 保育所等訪問支援					
ほうもん 訪問	5 きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)					
	6 じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護					
	7 どうこうえんご 同行援護					
	8 こうどうえんご 行動援護					
	9 じゅうどしょうがいしやとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援					
にちちゅうかつどう 日中活動	10 せいかつかいご 生活介護					
	11 じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練 (機能訓練)					
	12 じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練 (生活訓練)					
	13 しゅうろういこうしえん 就労移行支援					
	14 しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援 (A型)					
	15 しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援 (B型)					
	16 しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援					
	17 りょうようかいご 療養介護					
	18 たんきにゅうしよ 短期入所 (ショートステイ)					
きょじゅう 居住	19 しせつにゅうしよしえん 施設入所支援					
	20 グループホーム					
	21 じりつせいかつえんじよ 自立生活援助					
そうだん 相談	22 けいかくそうだんしえん 計画相談支援					
	23 ちいきいこう ていちゃくしえん 地域移行・定着支援					
せいかつしえん 生活支援	24 ほうもんにゅうよく 訪問入浴サービス					
	25 にちちゅういちじしえん 日中一時支援					
	26 いどうしえん 移動支援					



問20 といで1に○をつけた方^{かた}におたずねします。

問22. 障害福祉サービス（８ページ１～26 のサービス）を利用するにあたっては、サービス等利用計画の作成が必要になります。あなたは、どのようにサービス等利用計画を作成していますか。
（１つに○）

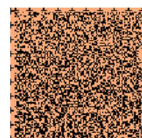
1. 以前、相談支援専門員に作成してもらったことがあるが、現在は自分で作成している
(セルフプラン)
2. 以前から、自分で作成している (セルフプラン)
3. 現在、相談支援専門員に作成してもらっている
4. わからない
- 問24にお進みください

問24 ^{すす}にお進みください

問22 で 1、2 に○をつけた方^{かた}におたずねします。

問23. セルフプランを作成している理由は何ですか。(1つに○)

1. 早急^{さっきゅう}にサービスを利用^{りよう}したいから
2. 自身^{じしん}で利用^{りよう}するサービス、事業所^{じぎょうしょ}を選^{せん}択^{たく}できるから
3. 相談事業所^{そうだんじぎょうしょ}について、よく理^り解^{かい}していないから
4. その他（



問24. 障害福祉サービスを受けるにあたって、事業所に受け入れ（サービス提供）を拒否されたことはありますか。（どちらかに○）

1. ある

2. ない

問24 で 1 に○をつけた方におたずねします。

問25. 拒否された障害福祉サービスの種別を以下の選択肢からから選んでください。また拒否された理由を以下の選択肢から選んでください（あてはまるもの全てに○）

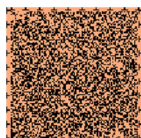
拒否された障害福祉サービスの番号	拒否された理由の番号

拒否された障害福祉サービス

- | | | |
|-----------------|-------------------|---------------|
| 1. 児童発達支援 | 10. 生活介護 | 19. 施設入所支援 |
| 2. 放課後等デイサービス | 11. 自立訓練（機能訓練） | 20. グループホーム |
| 3. 居宅訪問型児童発達支援 | 12. 自立訓練（生活訓練） | 21. 自立生活援助 |
| 4. 保育所等訪問支援 | 13. 就労移行支援 | 22. 計画相談支援 |
| 5. 居宅介護（ホームヘルプ） | 14. 就労継続支援（A型） | 23. 地域移行・定着支援 |
| 6. 重度訪問介護 | 15. 就労継続支援（B型） | 24. 訪問入浴サービス |
| 7. 同行援護 | 16. 就労定着支援 | 25. 日中一時支援 |
| 8. 行動援護 | 17. 療養介護 | 26. 移動支援 |
| 9. 重度障害者等包括支援 | 18. 短期入所（ショートステイ） | |

拒否された理由

- 希望する時間帯の定員に余裕がなかったため
- 希望する時間帯がサービス提供外の時間であったため
- 障害の程度や特性が希望する事業所では対応することが困難なケースであったため
- その他事業所では対応できない困難なケースであったため
- 新規利用者を受け入れる余裕が事業所になかったため
- その他（



問20 で2に○をつけた方におたずねします。

問26. あなたが障害福祉サービス等（8ページ1～26のサービス）を利用していない理由を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

※サービスの説明については、この調査票の巻末【障害福祉サービス等の内容(27～28ページ)】を参照してください。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1. 自分でできるから | 6. 障害福祉サービス以外の支援を受けているから |
| 2. 利用したいサービスがないから | 7. 利用の仕方がわからないから |
| 3. 家族などの介護で十分だから | 8. その他（ ） |
| 4. 他人に介護されるのが嫌だから | 9. 特にな |
| 5. 利用料の負担が大きいから | 10. わからない |

相談支援についておたずねします。

問27. 松戸市では障害者等から虐待・差別を含む障害分野の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う窓口として基幹相談支援センターを設置しています。
あなたはお住まいの地域の基幹相談支援センターを知っていますか。（1つに○）

1. 知っており、利用している（利用したことがある）
2. 知っているが、利用したことはない
3. 今まで知らなかった

※各基幹相談支援センターの対象地域

	対象地域
中央基幹 相談支援センター CoCo	ねもと よしいちよう こねもと みどりがおか まつどしんでん なかいちよう みのりだい いわせ のぎくの ころくだい 根本・吉井町・小根本・緑ヶ丘・松戸新田・仲井町・稔台・岩瀬・野菊野・胡録台・ さかえちよう さかえちようにし ひのくち こがさき かみほんごう きたまつど たげがはな たげがはなにしまち みなみ 栄町・栄町西・樋野口・古ヶ崎・上本郷・北松戸・竹ヶ花・竹ヶ花西町・南 はなしま みなみはなしまなまち みなみはなしまごうまち ほんちよう まつど こやま にじゅっせい おかみのりちよう 花島・南花島中町・南花島向町・本町・松戸・小山・二十世紀が丘美野里町・ かみやきり なかみやきり しもやぎり みやこだい にじゅっせい おかかき きちよう にじゅっせい おかはぎちよう 上矢切・中矢切・下矢切・三矢小台・二十世紀が丘柿の木町・二十世紀が丘萩町・ おおはし くりやま かわらづか たなかしんでん かみしき ひがしまつど あきやま たかつかしんでん わながや 大橋・栗山・河原塚・田中新田・紙敷・東松戸・秋山・高塚新田・和名ヶ谷・ にじゅっせい おかまるやまちよう にじゅっせい おかなまつちよう にじゅっせい おかとやまちよう にじゅっせい 二十世紀が丘丸山町・二十世紀が丘中松町・二十世紀が丘戸山町・二十世紀が おかなしもとちよう 丘梨元町
小金基幹 相談支援センター おんぷ	こうで なかかなずぎ ひらが ひがしひらが とのひらが くほひらが おおかねだいら おおやぐち こがね 幸田・中金杉・平賀・東平賀・殿平賀・久保平賀・大金平・大谷口・小金・ こがね おか こがねかずさちよう こがねきよしちよう ふたつぎ ふたつぎふたばちよう ねぎうち こがね 小金きよしヶ丘・小金上総町・小金清志町・二ツ木・二ツ木二葉町・根本内・小金 はら くりがさわ はちがさき よこすか しんまつど しんまつどひがし しんまつどきた あさひちよう そとがわら 原・栗ヶ沢・八ヶ崎・横須賀・新松戸・新松戸東・新松戸北・旭町・外河原・ しちうえもんしんでん もんとしんでん しんまつどみなみ にしまばし にしまばしあいかわちよう にしまばしくらもとちよう 七右衛門新田・主水新田・新松戸南・西馬橋・西馬橋相川町・西馬橋蔵元町・ にしまばしさいわいちよう にしまばしひろてちよう まばし みこぜ こうや はちがさきみどりちよう なかね しんぎく 西馬橋幸町・西馬橋広手町・馬橋・三ヶ月・幸谷・八ヶ崎緑町・中根・新作・ なかねががつちよう なかわくら 中根長津町・中和倉
常盤平基幹 相談支援センター ふれあい	かねがさく せんだぼり ときわだいら ときわだいらふたばちよう ときわだいらにしくぼちよう 金ヶ作・千駄堀・常盤平・常盤平双葉町・常盤平西窪町・ ときわだいらじんやまえ ときわだいらやなぎちよう まき ぼら ひぐらし ときわだいらまつばちよう 常盤平陣屋前・常盤平柳町・牧の原・日暮・常盤平松葉町・ くしききみなまち くしきしんでん まつひだい ごこう ごこうにし ごこうみなみ 串崎南町・串崎新田・松飛台・五香・五香西・五香南・ ごこうむつみ たかやなぎ たかやなぎしんでん むつみ ろっこうだいにし ろっこうだい 五香六実・高柳・高柳新田・六実・六高台西・六高台

問27 で2に○をつけた方におたずねします。

問28. 基幹相談支援センターを利用しない理由はどのような理由のためですか。(あてはまるものすべてに○)

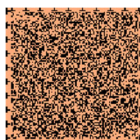
1. 具体的にどのようなサービスの提供を受けられるかわからないため
2. 具体的にどのようなサービスの提供を受けられるかは知っているが、必要としていないため
3. 電話が通じない等、予約が困難なため
4. 立地が悪く訪問が困難なため
5. 相談すること自体にハードルを感じるため
6. その他()

問29. 基幹相談支援センターでは障害福祉サービスの相談に加えて、ひきこもりの相談も行っています。あなたはひきこもり相談を行っていることを知っていましたか。(1つに○)

1. 知っており、利用している(利用したことがある)
2. 知っているが利用したことはない
3. 今まで知らなかった

問30. 松戸市では、高齢者総合相談窓口を拡充し、平成30年度から「福祉まるごと相談窓口」を設置しています。福祉に関する困りごと(ダブルケアの相談・サービスや制度を知りたい・どこに相談してよいかわからないなど)の相談窓口です。専門職と一緒に考え、必要なサービスを紹介したり、担当の課におつなぎしたりしています。あなたは、「福祉まるごと相談窓口」を知っていますか。(1つに○)

1. 知っており、利用している(利用したことがある)
2. 知っているが、利用したことはない
3. 今まで知らなかった



1. 知っており、利用している（利用したことがある）
2. 知っているが、利用したことはない
3. 今まで知らなかった

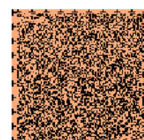
(もっともあてはまるもの1つに○)

1. 自宅で福祉サービス^{じたく ふくし サービス}を利用しながらひとりで暮らす^く
2. 自宅で家族と暮らす^{じたく かぞく}
3. 会社の寮^{かいしゃ りょう}などで暮らす^く
4. 食事^{じょくじ}や身の回りの世話^{み まわ}をする人のいる共同住宅^{せ わ ひと きょうどうじゅうたく}（グループホームなど）で暮らす^く
5. 入所施設^{にゅうしょしせつ}で暮らす^く
6. その他（^た）
7. わからない

※共同住宅（グループホーム）…共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

問33. あなたは、現在の暮らしの状況（家計の状況）について、どのように感じていますか。
(1つに○)

1. たいへんゆとりがある 4. やや^{くる}苦しい
2. まあまあゆとりがある 5. ^{くる}苦しい
3. ふつう



にっちゅう す かた
日中の過ごし方についておたずねします。

とい げんざい しゅうがくじょうきょう おし
問34. 現在の就学状況を教えてください。(1つに○)

1. 保育園に通っている
2. 幼稚園に通っている
3. 小学校(小学部)・中学校(中学部)に通っている → **問37、問38にお進みください**
4. 高等学校(高等部)に通っている → **問39、問40にお進みください**
5. 中学校(中学部)を卒業したが、
 高等学校(高等部)へは通っていない → **問41にお進みください**

とい かた
問34で1、2に○をつけた方におたずねします。

とい げんざい にっちゅう す
問35. 現在、あなたは日中をおもにどこで過ごしていますか。(1つに○)

1. 保育所(園)・幼稚園・認定こども園
2. 児童発達支援事業所
3. 自宅
4. 1週間のうち、通園※と自宅がほぼ半々
5. その他 ()

※通園とは、保育所(園)・幼稚園・認定こども園・児童発達支援事業所を指します。

とい しょうらい しゅうがっこう しゅうがくぶ にゅうがく がっこう がっきゅう かよ おち
問36. あなたが将来、小学校(小学部)に入学するとき、どの学校・学級に通いたいと思いますか。(1つに○)

1. 小学校の通常学級
2. 小学校の特別支援学級
3. 通級指導教室に通いつつ通常学級
4. 盲・ろう学校・特別支援学校(小学部)
5. その他 ()
6. わからない

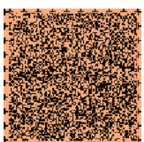
とい かた
問34で3に○をつけた方におたずねします。

とい にっちゅう す
問37. あなたは、日中をおもにどこで過ごしていますか。(1つに○)

1. 小・中学校の通常学級
2. 小・中学校の特別支援学級
3. 通級指導教室に通いつつ通常学級
4. 盲・ろう学校・特別支援学校(小・中等部)
5. その他 ()

とい しょうらい ちゅうがっこう そつぎょうご にっちゅう す
問38. あなたは、将来(中学校を卒業後)、日中をどこで(どのように)過ごしたいですか。(1つに○)

1. 高等学校
2. 盲・ろう学校・特別支援学校(高等部)
3. 専門学校・職業訓練校など
4. 短期大学・大学
5. 自営業
6. 家業の手伝い・内職
7. 会社などに勤める
8. 病院などのデイケア
9. 通所入所などの社会福祉施設
10. その他 ()
11. わからない



問34 で 4 に○をつけた方におたずねします。

問39. あなたは、日中をおもにどこで過ごしていますか。(1つに○)

1. 高等学校
2. 盲・ろう学校・特別支援学校 (高等部)
3. その他 ()

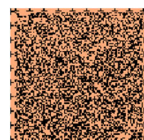
問40. あなたは、将来(高等学校(高等部)を卒業後)、日中をどこで(どのように)過ごしたいですか。(1つに○)

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 短期大学・大学 | 6. 通所入所などの社会福祉施設 |
| 2. 専門学校・職業訓練校など | 7. 病院などのデイケア |
| 3. 会社などに勤める | 8. 自宅 |
| 4. 自営業 | 9. その他 () |
| 5. 家業の手伝い・内職 | 10. わからない |

問34 で 5 に○をつけた方におたずねします。

問41. あなたは、日中どのように過ごしていますか。(1つに○)

- | | |
|------------------|--------------|
| 1. 会社などに勤めている | 5. 病院などのデイケア |
| 2. 自営業 | 6. 自宅 |
| 3. 家業の手伝い・内職 | 7. その他 () |
| 4. 通所入所などの社会福祉施設 | |



がいしゅつ しやかい さん か どう
外出（社会参加等）についておたずねします。

とい とい ほんにん さいいじょう ぼあい こと
問42～問43 は、ご本人が6歳以上の場合のみ、お答えください。
そうでない場合は、問44 へお進みください。

とい がいしゅつ ひんど となりきんじょ い か もの つういん ふく
問42. あなたが外出する頻度はどれくらいですか。隣近所へ行く、買い物、通院などを含みます。
(1つに○)

- | | |
|-----------|----------|
| 1. 週に4回以上 | 4. 月1～3回 |
| 2. 週に2～3回 | 5. 年に数回 |
| 3. 週1回 | 6. していない |
- 問44 にお進みください

とい 問42 で1～5に○をつけた方におたずねします。

とい がいしゅつ しえん ひつよう
問43. あなたは、外出をするときに支援が必要ですか。(1つに○)

1. いつも支援が必要
2. 慣れた場所には一人で行けるが、それ以外は支援が必要
3. 普段は一人で行けるが、調子が悪い場合は支援が必要
4. その他 ()
5. いつも一人で外出できる

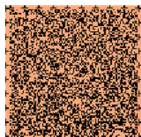
ぜんいん こと
全員がお答えください。

とい がいしゅつ りよう こうつうしゅだん なん
問44. あなたが外出するときに利用している交通手段は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. 徒歩 | 7. 車いす・電動車いす（カート） |
| 2. 自転車 | 8. 歩行器・シルバーカー |
| 3. バイク | 9. タクシー |
| 4. 自動車（人に乗せてもらう） | 10. 障害福祉サービス等の移送サービス |
| 5. 電車 | 11. その他 () |
| 6. バス | |

とい がいしゅつ こま とく しな い おし
問45. 外出のとき、困ることがありますか。ここでは、特に市内のことについて教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| 1. 電車やバスの乗り降りが困難 | 8. 道に迷う |
| 2. 道路や駅に階段や段差が多い | 9. 乗車券の購入・料金の支払い |
| 3. 歩道が少ない・狭い | 10. その他 () |
| 4. 外出先の建物などの設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど） | |
| 5. 介助してくれる人がいない | 11. 特に不便や困ることはない |
| 6. 障害や症状が理解されにくい | 12. わからない |
| 7. 人と話すのがむずかしい | |



ち い き かつどう ぶん か かつどう こうりゆう
地域活動や文化・スポーツ活動、交流などについておたずねします。

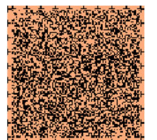
とい ねんかん しゅ み がくしゅう かつどう
問46. この1年間に、あなたは趣味や学習、スポーツなどの活動をしましたか。

(あてはまるものすべてに○)

1. コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦
2. スポーツやレジャーなどの活動
3. 知識や技術を身につける学習活動
4. 趣味の活動
5. ボランティアなどの社会活動
6. 町会・自治会・子ども会・老人会などの地域活動
7. 障害者団体などの活動
8. 市民グループ主催の活動(イベント)
9. 市や県が主催する事業
10. 学校や事業所のイベントやサークル活動など
11. 旅行
12. その他 ()
13. 特にしなかった

とい こんご かつどう げんざい ひ つづ おこな ば あい ふく こた
問47. 今後はどのような活動をしたいと思いますか。現在から引き続き行う場合も含めてお答えください。(3つまでに○)

1. コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦
2. スポーツやレジャーなどの活動
3. 知識や技術を身につける学習活動
4. 趣味の活動
5. ボランティアなどの社会活動
6. 町会・自治会・子ども会・老人会などの地域活動
7. 障害者団体などの活動
8. 市民グループ主催の活動(イベント)
9. 市や県が主催する事業
10. 学校や事業所のイベントやサークル活動など
11. 旅行
12. その他 ()



問48 障害のある人が気軽に外出したり、地域の行事に参加できるなど、松戸市は「障害のある人にとって社会参加しやすいまち」だと思いませんか。（1つに○）

1. 思う → 問50 へお進みください
2. 思わない
3. わからない → 問50 へお進みください

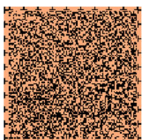
問48 で2に○をつけた方におたずねします。

問49 「障害のある人にとって社会参加しやすいまち」だと思わない理由として、充実していないことや不足していることは何ですか。（3つまでに○）

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. 参加しやすいような配慮 | 6. 移動しやすい交通機関や道路の整備 |
| 2. 魅力的な行事や活動 | 7. 地域の人たちへの広報や福祉教育 |
| 3. 障害のある人自身の積極性 | 8. 参加を補助するボランティアなどの育成 |
| 4. 家族の積極性 | 9. その他（ ） |
| 5. 利用しやすい施設の整備 | |

問50. 障害のある人の文化・スポーツ活動などをより一層活発にするために、どのようなことが必要だと思いませんか。（3つまでに○）

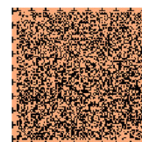
- 障害のある人の自主的なグループづくり・リーダー育成などの支援
- 障害のある人のためのスポーツ大会・レクリエーション行事の充実
- 障害のない人との交流機会の拡充と障害への理解の促進
- 障害のある人が参加しやすい体制づくり
- 趣味・スポーツ・教養講座などの内容の充実
- 活動のための情報の周知または広報
- 活動にかかる費用の援助
- 障害のある人に配慮した施設・設備の充実
- 外出のための移動手段や介助の確保
- 学習の成果を発表する機会の充実
- コミュニケーションの支援
- その他（ ）
- 特になし
- わからない



しょうがい ひと けんりようご
障害のある人への権利擁護についておたずねします。

とい しょうがい げんいん にちじょうせいかつ なか か き じんけん そこ あつか う けいけん
問51. あなたは、障害があることが原因で、日常生活の中で下記のような人権を損なう扱いを受けた経験
がありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. きぼう がっこう にゅうがく
希望した学校に入学できなかった
2. きぼう しごと つ
希望する仕事に就けなかった
3. しょくば ろうどうじょうけん きゅうりょう しゅうい ひと くら ひく
職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い
4. しょうがい りゆう たいしよく せま
障害を理由に退職を迫られた
5. でんしゃ しせつ りよう ことわ
電車や施設の利用を断られた
6. しんぞく かんこんそうさい しゅつせき ことわ かいさい し
親族の冠婚葬祭への出席を断られた、開催を知らされなかった
7. かぞく しせつ ひと ぼうりよく ぎやくたい う
家族や施設の人から暴力による虐待を受けた
8. かぞく たいいん きょか
家族が退院を許可しなかった
9. かぞく ちりよう じゅしん
家族が治療・受診させなかった
10. まわ ひと しせつ ひと せいてき いや
周りの人や施設の人から性的な嫌がらせを受けた
11. し あいだ よきん ひ だ じぶん ざいさん しんがい
知らない間に預金が引き出されるなど、自分の財産が侵害された
12. ちんたいぶっけん にゅうきよ いてん しょうがい りゆう ことわ
賃貸物件への入居や移転のとき、障害を理由に断られた
13. しょくどう りよう ことわ
食堂やホテルなどで利用を断られた
14. いりようき かん じゅしん ちりよう ことわ
医療機関から受診や治療を断られた
15. し か いりようき かん じゅしん ちりよう ことわ
歯科医療機関から受診や治療を断られた
16. その他()
17. 特にない



問52. 平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者が、「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会をつくることを目指しています。あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。
(1つに○)

1. 知っており、内容も理解している
2. 言葉は知っているが、内容まではわからない
3. 今まで知らなかった

問53. 障害者差別解消法では、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(合理的配慮の提供)を求めています。あなたは、合理的配慮を知っていますか。また、合理的配慮を求めたことがありますか。
(1つに○)

1. 知っており、合理的配慮を求めたことがある
2. 知っているが、合理的配慮を求めたことはない
3. 今まで知らなかった

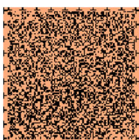
問54. 松戸市では、障害者虐待防止・障害者差別相談センターを設置し、障害のある人に対する虐待や差別の相談を受け付けています。あなたは、通報・相談窓口※について知っていますか。
(1つに○)

1. 知っており、利用している(利用したことがある)
2. 知っているが、利用したことはない
3. 今まで知らなかった

※障害児の「虐待」に関する通報相談窓口は、柏児童相談所または市のこども家庭センターです。

問55. 松戸市では児童、高齢者、障害者に対する虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指すことを目的として「松戸市虐待防止条例」が令和2年4月1日から施行されました。あなたは「松戸市虐待防止条例」を知っていましたか。(どちらかに○)

1. 知っている
2. 知らなかった



問56. 障害や疾病などにより判断能力が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」を知っていますか。
また、利用したいですか。（1つに○）

1. どのような制度が知っており、今後、制度を利用したい
2. どのような制度が知っているが、今後、制度を利用する予定はない
3. どのような制度が知らない

問56で2に○をつけた方におたずねします。

問57. 利用しない理由はなんですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 1. 利用方法がわからない | 4. 親族や自分でなんとかしたい |
| 2. 相談先がわからない | 5. 必要としないため |
| 3. 制度の利用に不安があるから | 6. その他（ ） |

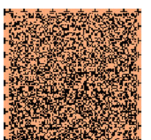
問58. 松戸市では成年後見制度についての疑問やお困りごと等について無料で専門家からの相談を受けることができる「成年後見相談室」が設置されています。あなたは「成年後見相談室」を知っていますか。（1つに○）

1. 知っており、利用している（利用したことがある）
2. 知っているが、利用したことはない
3. 今まで知らなかった

問59. 障害のある人に関するマーク・標識で知っているものはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

※障害のある人に関するマーク・標識については、この調査票の巻末【障害のある人に関するマーク・標識(29～30 ページ)】を参照してください。

1. 障害者のための国際シンボルマーク
2. 盲人のための国際シンボルマーク
3. 身体障害者標識
4. 聴覚障害者標識
5. ほじょ犬マーク
6. 耳マーク
7. オストメイトマーク
8. ハート・プラスマーク
9. 手話マーク
10. 筆談マーク
11. 【白杖SOSシグナル】普及啓発シンボルマーク
12. ヘルプマーク
13. 知っているものはない



防災対策についておたずねします。

問60. あなたは、災害時（火事や地震などのとき）の避難所・避難場所を知っていますか。
（どちらかに○）

1. 知っている 2. 知らない

問61. あなたは、福祉避難所の所在を知っていますか。（どちらかに○）

1. 知っている 2. 知らない

問62. 避難するときに支援が必要ですか。（どちらかに○）

1. はい 2. いいえ

問62 で 1 に○をつけた方におたずねします。

問63. あなたは、災害時に一緒に避難してくれる人がいますか。
（昼間と夜間について、それぞれどちらかに○）

- | ひるま
[昼間] | やかん
[夜間] |
|--------------|--------------|
| 1. いる 2. いない | 1. いる 2. いない |

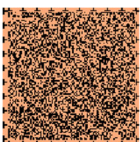
問64. あなたは、災害時に備えてどのようなことに力を入れてほしいと思いますか。（3つまでに○）

1. 病気・障害のある人のための避難訓練の実施
2. 災害時の心得や災害に関する知識の普及
3. 病気や障害のある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立
4. 災害が発生したときの迅速な避難誘導體制の確立
5. 避難先での医療・治療体制の整備
6. 病気・障害の種類ごとの必要に対応した設備やサービス
7. 病気・障害のある人に配慮した災害情報などの伝達体制の充実
8. 避難先で安心して過ごせる仲間づくりの工夫
9. その他（ ）
10. 特になし
11. わからない

問65. あなたは、避難行動要支援者避難支援制度※を知っていますか。（1つに○）

1. すでに利用している 3. 知っている
2. 名前は知っているが内容は知らない 4. 知らない

※避難行動要支援者避難支援制度とは、災害が発生したときに、高齢の方や障害をお持ちの方（避難行動要支援者）で、ひとりで避難することが困難な方に、ご本人の希望に基づき、あらかじめ市の名簿に登録していただき、その名簿を基に、災害時などに地域の中で速やかに避難や安否確認などが行われるよう、地域の避難支援等関係者と共有するものです。



相談、情報提供や今後望まれる施策などについておたずねします。

問66. あなたやご家族の方は、福祉サービスに関し、必要な情報をどこで得ていますか。

(あてはまるものすべてに○)

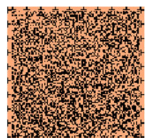
1. 近所の人
2. 友人・知人
3. 家族会や障害者団体
4. 身体障害者相談員・知的障害者相談員
5. 民生委員・児童委員
6. 保育所・幼稚園・学校
7. 市の相談窓口（市役所・障害者福祉センターなど）
8. 基幹相談支援センター
9. 社会福祉協議会の相談窓口
10. 県の相談窓口（保健所、ほっとねっと、東葛飾障害者相談センターなど）
11. 指定特定相談支援事業所
12. 通所施設・入所施設
13. 病院などの医療機関
14. 市の広報紙などのお知らせ
15. 講演会やイベント
16. テレビや新聞
17. インターネット
18. その他（)
19. 情報を得るところがない

問67. あなたが障害福祉サービスに関し、必要な情報を得る際、利用している（したことがある）媒体・サービスはありますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 手話放送・文字放送 | 5. その他（) |
| 2. 録音図書（デイジー図書） | 6. 利用したいが、できない |
| 3. 点字 | 7. 利用していない |
| 4. Uni-Voice（ユニボイス） | |

問68. 現在、障害者の福祉に関する情報の入手方法は、あなたにとって十分ですか。（1つに○）

- | | |
|----------|------------|
| 1. 十分 | 4. まったく不十分 |
| 2. ほぼ十分 | 5. わからない |
| 3. やや不十分 | |



問69. あなたが現在、知りたい情報は何か。（もっともあてはまるもの1つに○）

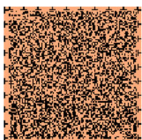
1. 医療に関すること
2. 各種障害福祉サービスの利用に関すること
3. 悩みが相談できる人や団体、機関について
4. 障害を持つ仲間と出会える場について
5. 地震や火事などの災害の情報のことについて
6. その他（ ）
7. 特になし

問70. 福祉に関する情報の入手についてあなたが困っていることはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

1. どこに情報があるかわからない
2. 情報の内容がむずかしい
3. 点字版、録音テープや音声コードなどによる情報提供が少ない
4. パソコン・スマホなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない
5. パソコン・スマホなどを持っていないため、インターネットが利用できない
6. その他（ ）
7. 特に困っていない

問71. あなたは、ふだん、心配事について誰（どこ）に相談していますか。
（あてはまるものすべてに○）

1. 家族・親戚
2. 近所の人
3. 友人・知人
4. 同じ障害や病気のある人
5. 家族会や障害者団体の人など
6. 職場の人
7. 民生委員・児童委員
8. 市の相談窓口（市役所・障害者福祉センターなど）
9. 基幹相談支援センターの職員
10. 県の相談窓口（保健所、ほっとねっと、東葛飾障害者相談センターなど）
11. 事業所（指定特定相談支援）の相談支援専門員
12. 通所施設・入所施設の職員
13. 病院・診療所など医療機関の職員
14. 保育所・幼稚園・学校の先生
15. 社会福祉協議会の職員
16. 相談先がわからない
17. その他（ ）
18. 誰にも相談しない



問72. 市では、緊急事態への対応として、介護者（ご家族等）の急病や事故などの、やむを得ない理由により、残された本人が生活を維持できない場合などの緊急時に、事前登録をしている方に対し、概ね1週間、短期入所等へ入所できる「緊急一時支援」を行っています。知っていますか。
(1つに○)

1. 知っており、利用したい（している）
※利用中（事前登録済）の方も含む
2. 知っているが、今のところ利用の必要はない
3. 今まで知らなかったが、利用したい
4. 今まで知らなかった

まつどし
松戸市HP
「地域生活支援拠点等の事業のご案内」



問73. これから特に力を入れてほしい（優先的に実施してほしい）障害者施策はどのようなことですか。
(5つまでに○)

1. 障害の予防・早期発見・保健指導体制の充実
2. 地域リハビリテーション体制の充実
3. 福祉に関する情報提供や相談の充実の保障
4. 手当などの経済的支援の充実
5. 就労の援助や雇用の促進
6. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進
7. グループホームなどの整備
8. 障害のある人の権利を擁護するための施策の推進
9. 障害のある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備
10. 賃貸物件に入居する際、保証人の役目を公的に行ってくれる制度
11. 道路や交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進
12. 障害のある人のコミュニケーション支援施策（手話通訳、要約筆記など）
13. 障害のある人のための防災体制の確立
14. 救急医療・小児医療体制の充実
15. 成年後見制度の周知・促進
16. 金銭管理の支援
17. 保護者などがなくなった後の生活支援の充実
18. ボランティア活動の推進
19. 障害者理解への啓発や交流促進
20. 地域共生社会の実現に向けた施策の推進
21. 医療やリハビリテーションの充実
22. 障害のある人の福祉サービスの充実
23. その他（)
24. 特になし



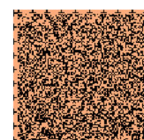
問74. 最後に、あなたは、生活している中で、どのようなことで困ることがありますか。将来への不安も含めて、ご自由にお書きください。

質問は以上で終わります。お忙しいところ、ご協力いただきましてありがとうございました。ご記入いただきましたアンケート用紙は、●月●日（●）までに同封の返信用封筒に三つ折りにして封入し、ポストに投函くださいますようお願いいたします。切手を貼る必要はありません。インターネットを利用して回答していただく場合は調査票の返送は不要です。



しょうがいふくし どう ないよう とい とい とい
 【障害福祉サービス等の内容】 問20・問24・問26

	サービス名	サービスの内容
1	じどうはったつしえん 児童発達支援	療育の必要がある主に未就学の障害児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
2	ほうかごとう 放課後等デイサービス	小学校から中学、高校までの学校に通う障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
3	きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
4	ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に對して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
5	きょたくかいご 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
6	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害のある人もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
7	どうこうえんご 同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
8	こうどうえんご 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出援護を行います。
9	じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
10	せいかつかいご 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
11	じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体能力の向上のために必要な訓練を行います。
12	じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

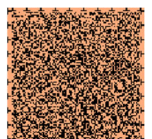


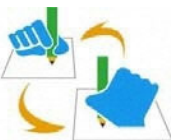
	サービス名	サービスの内容
13	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
14	就労継続支援（A型）	雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、一般就労に向けて、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
15	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
16	就労定着支援	一般企業等に就職した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
17	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
18	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
19	施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
20	共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
21	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
22	計画相談	障害福祉サービス等の利用を希望する障害のある人について、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の検証等を行います。
23	地域移行支援・ 地域定着支援	施設や病院に入所・入院している障害のある人に対して、地域生活に移行するための支援や、居家で単身生活する障害のある人の相談等に対応します。
24	訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な重度障害者等に対し、巡回入浴車による訪問入浴サービスを行います。
25	日中一時支援	障害児の放課後対策や、日中における障害のある人（障害児）の一時保護を行います。
26	移動支援	外出時に移動に関する支援が必要な障害のある人に対し、ガイドヘルパーなどによる移動の支援を行います。



しょうがい ひと かん ひょうしき とい
【障害のある人に関するマーク・標識】問59

	めいしょう 名称	マーク・標識 ひょうしき	がいようとう 概要等
1	しょうがいしゃ 障害者のための国際 シンボルマーク こくさい		しょうがい ひと りよう たてもの しせつ 障害のある人が利用できる建物、施設であることを めいかく あらわ せ かいきょうつう 明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 しょう こくさい マークの使用については国際リハビリテーション きょうかい しょうししん さだ 協会の「使用指針」により定められています。
2	もうじん 盲人のための国際 シンボルマーク こくさい		せかいもうじんれんごう ねん せいいてい もうじん 世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための せかいきょうつう しやくしょうがいしゃ あんぜん 世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリア こうりょ たてもの きき フリーに考慮された建物、設備、機器などに付けら れています。しんこうき こくさいてんじゅうびんぶつ しょせき 信号機や国際点字郵便物・書籍などで みぢか み 身近に見かけるマークです。
3	しんたいしょうがいしゃひょうしき 身体障害者標識		しんたいしょうがいしゃひょうしき 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付され ている方が運転する車に表示するマークで、マーク ひょうしき どりよくぎむ の表示については、努力義務となっています。
4	ちょうかくしょうがいしゃひょうしき 聴覚障害者標識		ちょうかくしょうがい りゆう めんきょ じょうけん ふ 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付され ている方が運転する車に表示するマークで、マーク ひょうしき ぎむ の表示については、義務となっています。
5	けん ほじょ犬マーク		しんたいしょうがいしゃほじょけんほう けいはつ 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 しんたいしょうがいしゃほじょけん もうどうけん かいじょけん ちょうどうけん 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬 のことを言います。「身体障害者補助犬法」におい こうきょう しせつ こうつうきかん て、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートや みんかんしせつ スーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、 しんたいしょうがい ひと しんたいしょうがいしゃほじょけん どうはん 身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するの う ぎむ を受け入れる義務があります。
6	みみ 耳マーク		き ふじゆう あらわ どうじ き 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない ひと き ひと はいりょ あらわ 人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。ま まどぐちとう けいじ ばあい ちょうかくしょうがいしゃ た、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ はいりょ たいおう 配慮した対応ができることを表しています。
7	オストメイトマーク		じんこうこうもん じんこうぼうこう オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱 ぞうせつ はいせつきのう しょうがい しょうがいしゃ を造設している排泄機能に障害のある障害者のこと をいいます。 このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトのため せつび たいおう 設備（オストメイト対応のトイレ）があること及び およ オストメイトであることを表しています。



	めいしょう 名 称	マーク・標 識	がいようとう 概要等
8	ハート・プラスマーク		「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・ 直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある 方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を 受けることがあります。
9	手話マーク		耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーション の配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及 び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話に よる対応ができるところが掲示できます。また、 イベント時のネームプレートや災害時に支援者が 身に着けるビブスなどに掲示することもできま す。
10	筆談マーク		耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害 者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの 配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び 民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談によ る対応ができるところが掲示できます。また、イ ベント時のネームプレートや災害時に支援者が身 に着けるビブスなどに掲示することもできます。
11	【白杖SOSシグナル】 普及啓発シンボルマーク		白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示 している視覚に障害のある人を見かけたら、進ん で声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナ ル」運動の普及啓発シンボルマークです。
12	ヘルプマーク		義足や人工関節を使用している方、内部障害や 難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分 からなくても援助や配慮を必要としている方々 が、周囲の方に配慮を必要としていることを知ら せることができるマークです（JIS規格）。

